



サルスベリ

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

7月

(文月) JULY

15日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

ワンポイント ふるさと納税の見直し

ふるさと納税における、寄附を得るための自治体間のいきすぎた「返礼品競争」を是正し、制度の健全な発展に向けて、今年6月以後の寄附から、総務大臣が指定した自治体への寄附のみがふるさと納税の対象とされています。返礼品は、寄附額に対する還元率3割以下で、地場産品とされました。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月16日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月16日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

JAS 制度の見直し

JAS法について

昭和25年に制定された農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下JAS法)は、戦後の混乱期における物資不足や模造食品による健康被害に対応するために制定されました。JAS法では、農林水産品や食品にJAS規格を設定し、JAS規格を満たしたものについてはJASマークを付すことが認められています。この制度をJAS制度といいます。

従来のJAS制度では、JAS規格については農林水産大臣が制定し、第三者機関の認証を受けるとJASマークを表示できる任意の制度でした。

JAS制度見直しの背景

JAS法の改正は、平成29年6月に行われました。この改正は、取引の円滑化と輸出力の強化につながるように、JAS制度の国際化を目指しています。

農林水産品や食品を海外展開する場合、食文化や商慣行が異なる海外市場では、取引相手は日本の産品や事業者の取り組みについて、馴染みがないことが考えられます。このような取引相手に日本の産品や取組についての強みをアピールできるように、JAS制度を戦略

的に制定・活用できるように整備されました。

多様なJAS規格の制定

従来、JAS規格の対象は農林水産品と食品といったモノの品質に限られていました。今回の改正で、モノの品質の規格だけではなく、モノの生産方法や試験方法、事業者による取扱方法といった、方法や事業者まで対象が広がられました。

モノの生産方法では、例えば伝統的な抹茶について一般的な製法を規格化します。本物の抹茶と茶葉を粉末にした類似品を差別化することで、伝統的な抹茶を海外にアピールすることにつながると考えています。

モノに関する試験方法については、例えば魚の臭み成分についての測定・分析方法を規格化することで、魚の臭みについて客観的に比較できるようになります。特殊な養殖をした魚の臭みが天然の魚の臭みとほとんど変わらないことを、統一化された測定・分析方法で示すことで、養殖技術の高さをアピールすることにつながります。

事業者による取扱方法については、生鮮品の生産や保管・輸送方法などについて規格化し、その方法を実施できる事業者を認証することで、その事業者は新鮮な生鮮品を取り扱っている

ことをアピールすることができます。

規格の国際化

国際的にJAS規格の認知度を高めるために、アジア諸国との連携を強化して普及・浸透を図ることや、国際標準化への展開を進めています。

具体的には、世界中の食品安全管理システムの継続的な改善を推進する組織であるGFSIが承認した規格を満たしている者については、JASの認証基準を緩和する措置をとっています。また、消費者の健康の保護や食品の公正な貿易の確保などを目的として設立された国際的な政府間組織であるコーデックス委員会の規格や、国際標準化機構(ISO)の規格にJAS規格を準拠させることも検討されています。さらには、ODAやASEANなどの枠組みを活用することや、二国間対話を実施することも予定されています。

JASマークについても、日本人だけではなく海外の消費者も、一見して認証内容が分かる標語をマークに表示します。また、英語表記にも対応します。従来は、商品(モノ)に対してマークを表示していましたが、モノだけではなく事業者の広告や試験所が発行する証明書にも、JASマークが表示されます。

自動販売機の歴史

自動販売機は、街中で気軽に飲料を購入することができますが、世界で最も古い飲料の自動販売機は、紀元前215年に登場したといわれています。このときの自動販売機は、コインを投入するとコインの重みで皿が傾き、その皿の傾きが元に戻るまでの間、蛇口が開いて水が出る、という仕組みだったそうです。

現存する日本最古の自動販売機は、俵谷高七が作った「自動郵便切手葉書売下機」と呼ばれるものです。この自動販売機は、切手や葉書を販売することに加えて、ポストの機能も備わっていました。

日本に飲料の自動販売機が導入されたのは、1962年でした。当時はビン入り飲料が販売されていましたが、1970年には缶飲料の自動販売機が導入されるようになりました。

その後、技術革新が急速に進み、1975年にはホット&コールドコンビネーション機が、1997年にはペットボトル飲料の自動販売機が登場するようになりました。

自動販売機の現状

一般社団法人日本自動販売機工業会の調査によると、2017年現在で日本には240万台を超える清涼飲料の自動販売機が設置されているようです。その大半が缶やペットボトルなどの清涼飲料自動販売機で、牛乳などの紙パック自動販売機とコーヒーなどのカップ式自動



販売機が、それぞれ約5%ずつ設置されています。

最近では、商品を購入することで寄付をすることができる自動販売機や、環境に配慮した自動販売機など、様々な自動販売機が登場しています。

寄付型自動販売機

自動販売機での売り上げ1本ごとに特定の団体へ寄付をすることができる、寄付型自動販売機があります。特定非営利活動法人寄付型自動販売機普及協会では、寄付型自動販売機の設置を希望するオーナーと自動販売機業者、そして支援先団体をつなぐ役割を担っています。この協会が対応している寄付先は、人道支援を行っている団体や環境支援を行っている団体など30団体以上あり、オーナーは希望する団体に寄付をすることができます。商品の充填や空き缶回収、寄付先へ

の振り込みは、自動販売機業者が行います。

環境への配慮

自動販売機の中を冷やすための冷媒としてフロンガスが使われていましたが、現在ではオゾン層を破壊しないタイプのフロンガスに置き換わっています。また、地球温暖化への影響がほとんどないグリーン冷媒への移行も進められています。

さらに、商品を冷却する際に発生する熱を加温する庫内に送って加温熱として再利用するヒートポンプ自動販売機や、最長16時間ものあいだ冷却用の電力を完全に停止しても24時間いつでも冷たい飲み物を提供することができるピークシフト自動販売機も登場しています。照明を省エネ効率が高いLED照明に切り替えるなど、消費電力量の削減には業界をあげて推進しています。

常温を販売

アサヒ飲料では、2016年に「常温」飲料を提供できる自動販売機の設置を開始しました。この自動販売機は、約50℃に設定された「ホット」と約5℃に設定された「コールド」の間、約20℃の飲料を提供することができます。

自動販売機で常温飲料を取り扱うようになったのは、夏場にオフィスの冷房がききすぎているために、身体の冷えが気になる人が増えているからです。実際に常温飲料の売り上げは、夏場に伸びているようです。

狂犬病

狂犬病は、狂犬病ウイルスに感染した動物に咬まれることなどによって、すべての哺乳類に感染します。確実な治療法はなく、感染すると神経系などが侵され、発病するとほぼ100%死亡するといわれています。

日本で狂犬病の流行がみられたのは、八代将軍徳川吉宗が支配した享保年間のころが最初だといわれています。明治時代の初期から中期にかけても、狂犬病の流行がみられ、特に人口も犬の頭数も多かった東京では、しばしば狂犬病の流行に悩まされていたようです。そして、全国で公式に狂犬病の発生件数が記録されるようになったのは、1897年からです。その後は、狂犬病の実態が把握されるようになり、狂犬病のワクチンが完成してからは、狂犬病は急激に減少しました。

現在は、日本では狂犬病の発生は認められませんが、海外ではまだ多くの事例が報

告されています。例えばインドでは、毎年狂犬病によって30,000人が死亡しています。先進国でも、北米ではアライグマやスカンクなどが、狂犬病に感染しています。発展途上国でも、中南米など各国で狂犬病の発生が報告されています。

狂犬病が流行している地域に渡航した場合、滞在中はむやみに動物に手を出さないようにし、万が一動物に咬まれた場合は、すぐに傷口を石けんと水でよく洗うことと、医療機関を受診して、傷の手当と狂犬病のワクチンを接種することが必要です。

生後91日以上の子犬は、登録時と年に1回4月から6月の間に、狂犬病の予防注射を受けることが義務付けられています。犬の首輪には、登録の証明となる鑑札と予防注射を済ませたことを証明する注射済票をつけておかなければいけません。また、犬を海外に連れて行ったり、海外から連れて帰ってきたりしたときは、農林水産省動物検疫所で検疫を受ける必要があります。

ホームインスペクション

住宅について、外壁のひびや床の傾き、雨漏りなどといった劣化や不具合がないか、専門家に診断してもらうことをホームインスペクションといいます。

ホームインスペクションは、既存住宅状況調査技術者の資格を持った建築士が行います。中古住宅の売買を行う場合、ホームインスペクションを行うことで、買主にとっては購入後のリフォームやメンテナンスの見通しが立てやすく、売主にとっては引き渡し後のトラブルを回避できるといったメリットがあります。

2018年4月から、中古住宅の取引を行う場合には、重要事項説明において、ホームインスペクションについて実施の有無などの説明を行うことが義務付けられました。これは、中古住宅の流通を促進するために、安心して取引ができる環境をつくるのが狙いようです。

政党助成制度

国会議員が五人以上所属するか、衆参いずれかの直近の選挙で得票率が二%以上あった政治団体（政党）に対して、国が政党交付金による助成を行う制度を、政党助成制度といいます。政党交付金は、国勢調査の人口に二五〇円を乗じた金額を基準に国の予算で決まります。そして各政党に交付される金額は、所属する国会議員の数と、直近

の衆参議員選挙の得票数によって決められます。

政党交付金を受けた政党は、その使途などについての報告書を総務大臣に提出する義務があります。報告書は官報で公表され、五年間総務省で閲覧することができず。

政党が不正に政党交付金の交付を受けた場合や、報告書を出しなかつたり虚偽の報告をしたりした場合は、懲役や罰金などの罰則が科されます。